

保有個人データの開示等の手続について

当社は、個人情報保護法第27条第2項、第28条第1項、第29条第1項、ならびに第30条第1項もしくは第3項に基づき(以下、これらを総称して「開示等」といいます。)、ご本人またはその代理人からのご依頼により、以下の要領で開示請求等の手続に対応いたします。

1. 開示等の求めの申出先について

お客さまからの保有個人データの開示等のご請求につきましては、下記窓口にお申出ください。

ご本人であることを確認させていただいたうえで、当社所定の書面を郵送いたします。

〔保有個人データの開示、訂正等のご請求窓口〕

〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町7丁目12番地

十六信用保証株式会社 監査室 電話番号 058-266-1616

2. 開示等の求めの方式について

開示等のご請求につきましては、お客さまにお送りする当社所定の書面を、上記ご請求窓口に郵便にてご提出いただくことにより、お手続きいたします。

3. 開示等ご請求者(代理人を含む)の本人確認方法について

保有個人データの開示等のご請求を受付けた場合には、以下の書類等により、開示請求者(代理人を含む)のご本人確認をさせていただきます。

(1)の書類(必須)に加えて、(2)または(3)の書類等が必要となります。

(1)	開示依頼書に押印した実印の印鑑登録証明書 ※当社届出の実印と異なる場合は、改印手続等をお願いする場合がございますのでご了承ください。
(2)	顔写真付で氏名、生年月日および住所を確認できる、次の公的書類のうち1点 ① 運転免許証 (コピー) ② パスポート (コピー) ③ 個人番号カード (コピー) ※個人番号が載っている面のコピーは不要です ④ 在留カード、特別永住者証明書 (コピー)
(3)	上記(2)以外の書類の場合は、氏名、生年月日および住所を確認できる、次の公的書類のうち2点 ① 各種健康保険証 (コピー) ② 各種年金手帳 (コピー) ③ 各種福祉手帳 (コピー) ④ 住民票の写し ※個人番号が載っていないもの ⑤ 住民票の記載事項証明書 ※個人番号が載っていないもの ⑥ 戸籍謄本・抄本 (「戸籍の附票の写し」を添付)

<ご注意>

- ・公的書類は、有効期限内または、現在有効なものに限ります。
- ・印鑑登録証明書、住民票の写し等については、発行から6ヶ月以内のものとしします。

4. 手数料

開示のご請求のうち、「開示依頼書」記載の「項目」指定のものにつきましては、1,100円の手数料(消費税込)を、当社指定の方法によりいただきます。

また、「その他」指定のものにつきましては、実費をいただきます。

5. 回答方法

開示等のご回答につきましては、ご本人さま宛に郵便にてご送付いたします。代理人さまからのご請求についてもご本人さま宛にご送付いたします。ただし、未成年者、成年被後見人における法定代理人さまからのご請求については代理人さま宛にご送付いたします。

6. 開示等の求めをする方が代理人である場合の代理権を確認する方法

法定代理人の場合には、戸籍謄本、審判書謄本等、開示請求者本人の法定代理人であることを確認できる書類をご提出いただきます。また、任意代理人の場合には当社所定の「委任状」をご提出いただくほか、ご本人とのご関係等についてご確認させていただきます。

以上